

## 【ポイント解説】

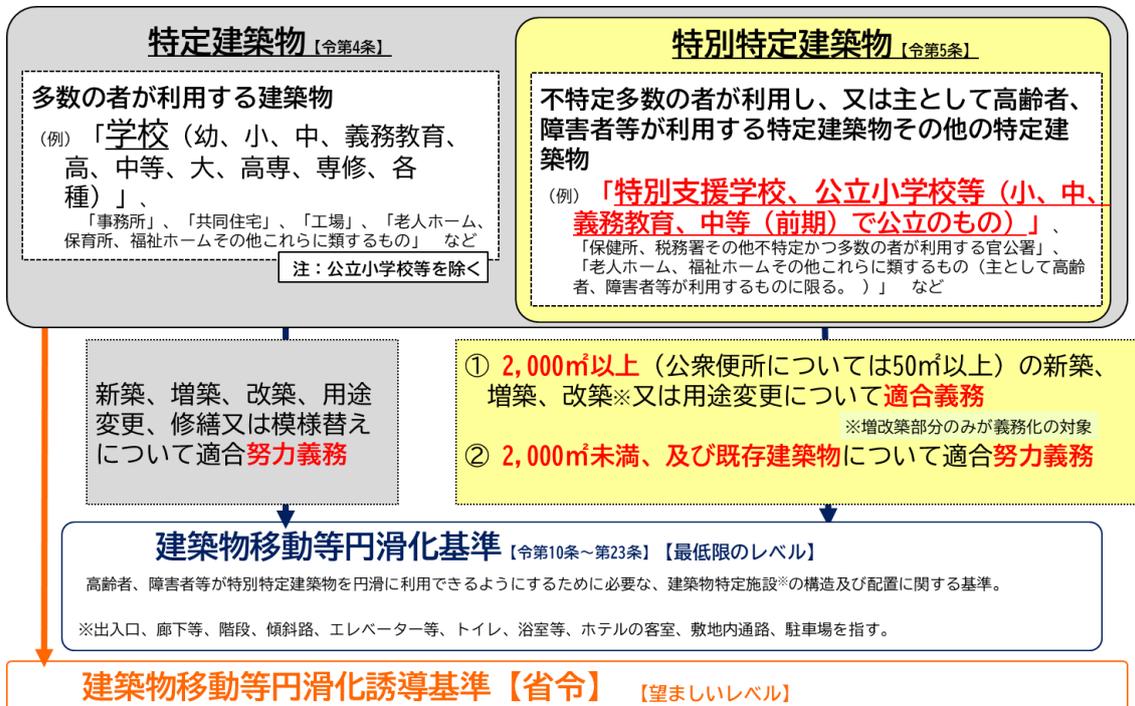
### バリアフリー法等における学校施設のバリアフリー化の位置づけ

学校施設は、障害のある児童生徒等が、支障なく安心して学校生活を送ることができるようになる必要があるとともに、災害時の避難所など地域コミュニティの拠点としての役割も果たすことから、バリアフリー化は重要とされています。

令和2年には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）が改正され、**特別支援学校、公立小学校等（小、中、義務教育、中等教育（前期）で公立のもの）**は特別特定建築物に指定されました。特別特定建築物では、**2000㎡以上の新築、増築、改築又は用途変更**については建築物移動等円滑化基準の**適合義務**、**2000㎡未満、及び既存建築物**については**努力義務**が課せられています。

また、**特別支援学校、公立小学校等以外の学校**についても、新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、**努力義務**が課せられていますが、条例により特別特定建築物に追加されている場合にはバリアフリー基準への**適合義務**が発生します。

### 特定建築物と特別特定建築物の概要



バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（義務基準）、建築物移動等円滑化誘導基準（誘導基準）の例は以下の通りです。（令和7年時点）

出入口	廊下等	傾斜路																					
<p>○主な基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>義務基準</th> <th>誘導基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出入口の幅</td> <td>80cm以上※1</td> <td>90cm以上※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準            ※2 多数の者が利用する直接地上に通じる出入口は120cm以上</p> 		義務基準	誘導基準	出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2	<p>○主な基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>義務基準</th> <th>誘導基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廊下の幅</td> <td>120cm以上※1</td> <td>180cm以上※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準            ※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり</p> 		義務基準	誘導基準	廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2	<p>○主な基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>義務基準</th> <th>誘導基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手すり</td> <td>片側設置※1</td> <td>両側設置※1</td> </tr> <tr> <td>傾斜路の幅</td> <td>120cm以上※2</td> <td>150cm以上※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 低位部分は適用除外            ※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり</p> 		義務基準	誘導基準	手すり	片側設置※1	両側設置※1	傾斜路の幅	120cm以上※2	150cm以上※2
	義務基準	誘導基準																					
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2																					
	義務基準	誘導基準																					
廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2																					
	義務基準	誘導基準																					
手すり	片側設置※1	両側設置※1																					
傾斜路の幅	120cm以上※2	150cm以上※2																					
<p>エレベーター及びその乗降ロビー</p> <p>○主な基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>義務基準</th> <th>誘導基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出入口の幅</td> <td>80cm以上※1</td> <td>90cm以上※3</td> </tr> <tr> <td>かごの幅</td> <td>140cm以上※1・2</td> <td>160cm以上※3</td> </tr> <tr> <td>乗降ロビーの広さ</td> <td>150m角以上※1・2</td> <td>180m角以上※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準（適用除外あり）            ※2 不特定多数の者が利用する2000㎡以上の建築物におけるものに限る            ※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る</p> 		義務基準	誘導基準	出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3	かごの幅	140cm以上※1・2	160cm以上※3	乗降ロビーの広さ	150m角以上※1・2	180m角以上※3	<p>便所</p> <p>○主な基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>義務基準</th> <th>誘導基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車椅子使用者用便房の数</td> <td>便所のある各階に1以上※1</td> <td>便所のある個所に1以上※2</td> </tr> <tr> <td>オストメイト対応水洗器具を設けた便房の数</td> <td>建物に1以上※1</td> <td>便所のある各階に1以上※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階（1,000㎡未満の階除く）            [学校の場合は、多数の者が利用する便所と読み替え]            ※2 多数の者が利用する便所を設ける便所</p> 		義務基準	誘導基準	車椅子使用者用便房の数	便所のある各階に1以上※1	便所のある個所に1以上※2	オストメイト対応水洗器具を設けた便房の数	建物に1以上※1	便所のある各階に1以上※2	<p>※その他以下の施設に係る基準がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段</li> <li>・ホテル又は旅館の客室</li> <li>・敷地内の通路</li> <li>・駐車場</li> <li>・標識</li> <li>・案内設備 等</li> </ul> <p>※国土交通省資料を抜粋・加工</p>
	義務基準	誘導基準																					
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3																					
かごの幅	140cm以上※1・2	160cm以上※3																					
乗降ロビーの広さ	150m角以上※1・2	180m角以上※3																					
	義務基準	誘導基準																					
車椅子使用者用便房の数	便所のある各階に1以上※1	便所のある個所に1以上※2																					
オストメイト対応水洗器具を設けた便房の数	建物に1以上※1	便所のある各階に1以上※2																					

文部科学省では、令和7年8月に学校施設のバリアフリー化に向けた**整備目標を策定**するとともに、学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方や学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を示した「**学校施設バリアフリー化推進指針**」を改訂しました。内容は、下記リンクよりご確認ください。

[学校施設バリアフリー化推進指針の改訂及び公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標（令和8年度～令和12年度）策定について：文部科学省](#)